

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530060

研究課題名(和文) 低所得労働者に対する所得保障の可能性と社会保障法体系の再構築

研究課題名(英文) Reconstructing the social security law - possibility of social security for low income workers

研究代表者

笠木 映里 (Kasagi, Eri)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：30361455

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本とフランスにおける近年の雇用政策・生活困窮者政策分野における立法の動向を分析した結果、両国における共通した傾向として、雇用政策としての就労支援策と、生活困窮者の社会統合に向けた就労ないし就労に準じた活動の支援とが接近・一体化するというものがみられることを示した。日本では生活困窮者の「自立」、フランスでは「社会参入(insertion)」というきわめて多義的な概念が、法学・立法の分野のみならず広く社会政策にかかる議論の中でこうした動きの背景となっていること、そのような中で、「労働」という行為に多様な意義が付与されるに至っていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In studying the recent legislations in the field of employment and poverty policy in France and in Japan, a common trend has been observed in these countries: The work support policy in the field of employment policy on the one hand and the policy of encouraging labor (or activities which are similar to labor) intended to advance a social inclusion of the people in poverty at the other hand are approaching and almost merging each other. Behind this trend, the fundamental concepts as <independence> of the people in poverty (in Japan) and <insertion> (in France) play an important role, adding the various significances to labor or activities similar to labor.

研究分野：社会保障法

キーワード：社会保障 所得保障 生活困窮者支援 就労支援 低所得

1. 研究開始当初の背景

本研究計画策定時(2011年)の日本においては、雇用の不安定化や世界経済危機の影響を受けて、長期失業者対策・ワーキングプアをめぐる議論に象徴される低所得労働対策・不安定雇用を繰り返す労働者の職業能力の維持・向上やこうした労働者に対する社会保障のあり方等が活発な議論の対象となり、これを受けて、社会保障法の分野においては、従来の社会保険と生活保護の間に「第二のセーフティネット」を設定することの必要性や、社会とのつながりを喪失してしまう生活困窮者に対する自立支援のあり方等が議論されていた。

このような中で、就労しているものの所得が十分な水準に満たない者という、過去の日本においてはほとんど問題とならなかった労働者像について、いかなる所得保障が想定可能かという論点、就労という活動が社会とのつながりを維持するために必要不可欠であり、社会保障法体系の中に、特に生活保護・生活困窮者支援と隣接する形でこのような就労の機会を提供するサービスを積極的に位置づける必要があるのではないかという論点、及び、そのような社会的排除への対応として就労を積極的にとらえるとしても、上記のような労働環境自体の一般的な不安定化・低水準化の傾向の中で、いかなる就労をそのような社会的統合の手段として具体的に想定するのか、といったような論点が顕在化していると考えられた。

2. 研究の目的

上記のような問題意識をふまえ、低所得労働者に対する所得保障のあり方、社会保障法体系の中における「労働」の位置づけ、自立支援のために要求される「労働」の具体的な中身、という観点から、従来の社会保障法体系を再考すること。

3. 研究の方法

同様の問題を1980年代から議論しているフランスにおける立法・法改正・学説の展開を検討し、日本における議論と比較することで一定の成果を得ることを目指した。

また、日本法との関係では、研究年度1年目に、日本の低所得・貧困問題の現実を知るといった観点から、大阪府西成地区を訪問し、NGO等でインタビューを行った。

4. 研究成果

(1) 本研究計画の成果は、大きく3つのグループに分けることができる。

もっとも中心的なものは、雇用政策と生活困窮者の自立支援との接近という傾向が日本とフランスに共通してみられることを、日本における生活保護法改正・生活困窮者支援法制定、フランスにおけるいわゆる援助付雇

用に関する立法の変遷を比較することを通じて明らかにし、両国に共通してみられる論点を指摘したことである。この点については、日本語論文(後掲雑誌論文1、4)、フランス語論文(後掲雑誌論文2)、学会発表(後掲1)において、それぞれ少しずつ異なる観点から詳細に論じた。

日本でも、フランスでも、長期失業・若年者失業対策としての就労支援策と、生活困窮者・生活保護受給者が社会とのつながりを喪失することを防ぐための就労の機会の提供・就労支援策という二つの性格を持つ政策が発展しており、当初別のものであるとして構想されてきたこれらの政策が接近・一体化する傾向がみられる。その背景には、日本の場合、「自立」という概念の多義的な解釈(就労による経済的自立に加え、社会的・日常生活上の自立を読み込む)がある一方、フランスの場合には、統合(Insertion)の概念(同様に、労働による雇用社会への統合に加え、社会参加を通じた社会への統合(社会的排除: ソーシャルエクスクルージョンの対義語として)といった意味を含む多義的な概念として理解される)が存在する。こうした動向や、これらのいわば抽象的ともいえる概念は、長期・若年失業の増加、福祉に関するいわゆる「アクティベーション」をめぐる議論、さらには、「働く」ことにより個人が社会とのつながりを維持することの重要性が意識されること、といった異なる背景をふまえ、失業・生活困窮者対策を包括的ないし柔軟に行うために有用なものと考えられる。他方で、フランスでも、日本でも、こうした議論の中で「労働」に様々な意味が付加される一方、そこで行われる「労働」の中身については、必ずしも議論が詰められていないこと、結果として、こうした労働ないし労働類似の活動がどのような条件と限界の下で行われるべきかが必ずしも明らかになっていないという問題がある。

日本の近年の立法にそくしてより具体的にこれらの点を敷衍するとすれば、生活困窮者自立支援法の枠内で想定されている「中間的就労」が、対象者の(少なくとも短期的・中期的なスパンでの)経済的自立を想定したものなのか、それとも、そのような就労自体に社会参加の意味があることを認める趣旨のものなのか問題となりうる。この点をどのように考えるかによって、例えば、中間的就労に長期的に滞留する者の存在を肯定的に評価すべきか否かといった別の論点についても、考えが分かれることになろう。また、近年の生活困窮者自立支援法制定・生活保護法改正を通じて、稼働能力のある者に対する自立支援と、ない者に対する自立支援が、法体系上ある程度区別・分離され、前者が強化されることとなっている。このような傾向の中で、例えば生活保護法上、稼働能力を持たないものとみなされる高齢者や、ごくわずかな能力しかもたない障害者、あるいは、抽象

的に稼働能力を有するものの一般就労への参入が現実的には困難(長い時間をかけた就労支援が必要)と考えられる者等、経済的な自立が直ちには難しい者について、いかなるケースワークが展開され、どのような「自立」(生活保護法1条)支援が行われるべきなのかといった論点が論じられるべきであろう。

(2) 研究成果の2つめは、従来典型的なリスクと考えられてきた老齢・失業等といったケースに当てはまらない低所得労働というリスクについて考えることを通じて、社会保障法体系における典型的なリスクを見直すことに関わる。すなわち、日本の社会保障法体系において明示的ないし黙示的に想定されてきた労働者・家族像の変容と、これに応じた社会保障法体系の変容のありかたについて検討を行った。この点については、比較的観点も取り入れつつ、主として日本法の分析を行った。日本語論文(後掲雑誌論文3、5、8、図書1)学会報告(後掲1)において、異なる観点から、成果を発表した。

日本の社会保障法体系は、70年代以降に発展してきた日本型雇用モデルと、家庭における性別役割分担に大きく依存している。近年の働き方の変化と、労働法分野における男女平等の価値の重要性の増大をふまえ、このような法体系の全体像の見直しが問われている状況である。一方、大量の行政決定を前提とする給付行政の分野である社会保障法分野においては、給付要件や給付水準の一定の定型化が必要であり、こうした要請は、定型的な保険事故を想定する社会保険制度については、現実的な行政上の必要性をこえて理論的にも当てはまる。このように、何らかの「モデル」を前提とすることをある程度予定している社会保障法分野において、雇用・家族のあり方が変容するにしたがってリスクの内容が個人化・多様化する状況をいかにとらえ、法体系の中に取り込んでいくかという論点を、上記一連の論文において、特に、年金分野の論点を中心として、明らかにした。

(3) 研究成果の3つめは、(1)で見たように労働のもつ社会的有用性が注目される一方で、現代の労働者がおかれている労働環境が必ずしも個人の尊厳を尊重したものとはなっていないのではないかという問題意識の下、特にメンタルヘルスの問題に着目をして、現代の労働者が職場において直面する新しいリスクとその予防について検討をしたものである。この点についても、日本語文献(後掲雑誌論文7) フランス語文献(後掲図書3) 学会報告(後掲3)において成果を発表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 8件)

1. 笠木映里「関連諸法との関係からみる生活保護法 近年の改正・立法の動向と残された課題」季刊社会保障研究、査読無、2015、50巻4号378-388頁
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/20038502.pdf#search='%E9%96%A2%E9%80%A3%E8%AB%B8%E6%B3%95%E3%81%A8%E3%81%AE%E9%96%A2%E4%BF%82%E3%81%8B%E3%82%89%E3%81%BF%E3%82%8B%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95%E2%80%95%E2%80%95%E8%BF%91%E5%B9%B4%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%83%BB%E7%AB%8B%E6%B3%95%E3%81%AE%E5%8B%95%E5%90%91%E3%81%A8%E6%AE%8B%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%9F%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E2%80%95'>
2. Eri KASAGI, « Insertion par le travail et aide au Japon - Une comparaison avec la France », *Revue de droit sanitaire et social*, 査読有、2015、n. 1 - 2015, pp. 93-107
3. Eri KASAGI, Family formation and Social law, *Japan Labor Law Review*, 査読無、11-3, 2014, pp. 86-103
http://www.jil.go.jp/english/JLR/documents/2014/JLR44_all.pdf#search='Family+formation+and+Social+law%2C+Japan+Labor+Law+Review%2C'
4. 笠木映里「『福祉的』性格を有する労働：フランスの「援助付契約」をめぐる議論と最近の動向」法政研究、査読有、80巻4号、2014、143-169頁
<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1445851/p465.pdf>
5. 笠木映里「家族形成と法」日本労働研究雑誌、査読無、638号、2013、53-65頁
<http://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2013/09/pdf/053-065.pdf>
6. 笠木映里「社会保障法と行政基準」社会保障法研究、査読無、2014、第3号3-25頁
7. 笠木映里「労災補償と健康保険と「過労死・過労自殺」、福祉+α(第5号福祉と労働・雇用) 査読無、2013、117-132頁
8. 笠木映里「現代の労働者と社会保障制度」

日本労働研究雑誌、査読無、612号、2011、
40-50頁

〔学会発表〕(計 3件)

1. 笠木映里『福祉的』性格を有する労働：
フランスの「援助付契約」をめぐる議論
と最近の動向」九州 EU 研究会(2015年
3月6日、於西南大学：福岡県(福岡市))
2. Eri KASAGI, 'Incarnation de l'idée de
sécurité sociale dans la diversité des
systèmes' (国際会議：'La sécurité sociale
70 ans d'âge, une idée neuve', 2015年5月
28日・29日、於ボルドー大学：ボルド
ー市(フランス))
3. Eri KASAGI, Keynote (国際会議：
Approche comparée des risques
psychosociaux au travail - Démarche
française et systèmes étrangers (Europe du
Sud et du Nord, Canada/Québec, Japon)、
2013年1月16日-18日、於ボルドー大学：
ボルドー市(フランス))

〔図書〕(計 2件)

1. 笠木映里「社会保障における「個人」・「個
人の選択」」岩波講座 現代法の動態(第
3巻)『社会変化と法』、岩波書店、187-
209頁、2014
2. Eri KASAGI, Prise en charge de la
maladie mentale au titre de maladie
professionnelle par analogie avec la
maladie physique au Japon, in ;
Lerouge L. (dir), Risques
psychosociaux en droit social. Approche
juridique comparée, 2014, Dalloz,
pp.254-265

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1)研究代表者
九州大学・大学院法学研究院・准教授
笠木 映里 (KASAGI, Eri)
研究者番号：30361455

(2)研究分担者
()
研究者番号：

(3)連携研究者
()
研究者番号：